

12 身体拘束等の適正化

◎指 針

身体拘束適正化指針

1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(理念)

① 身体拘束の原則禁止

身体的拘束はご利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。

ご利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心、安全が確保されるように基本的な仕組みを作り、施設を運営し、精神的に影響を招く恐れのある身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

② 身体拘束に該当する具体的な行為

- ・徘徊防止、転倒、転落防止、他人の迷惑行為防止のため、車いす、ベッド等に身体や手足を紐等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）や壁で囲む（いわゆる4点柵や壁庭2点柵）。
- ・車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、T字型抑制帯や腰ベルト、車いす、テーブルをつける。
- ・脱衣やおむつ外しを制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に使用させる。
- ・自分の意思で開くことのできない居室等に隔離する。

③ 目指すべき目標

三要件（切迫性・非代替性・一時性）のすべてに該当すると委員会に置いて判断された場合、本人、家族への説明を経て拘束を実施する場合がありますが、その場合もご利用者の態様や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

(1) 方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くように努めます。

① ご利用者の理解と基本的なケアの向上により身体拘束を除きます。

ご利用者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くために対策を実施します。

② 責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努めます。

施設長、生活支援チーフ、生活支援リーダー等が率先して施設内外の研修に参加し、施設全体の知識、技能の水準が向上するよう取り組みます。

③ 身体拘束適正化のためご利用者、ご家族と話し合います。

ご家族、ご利用者にとってより居心地のよい環境、ケアについて話し合い、身体拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2 身体拘束適正化検討委員会の設置

次の取り組みを実施し、身体拘束適正化のため体制を維持、強化します。

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体拘束適正化検討委員会を設置し本施設で身体的拘束適正化を目指すための取り組みの確認、改善を検討します。過去に身体拘束を実施していたご利用者に係る状況の確認を含みます。委員会は、社会福祉法人鶴翔会虐待防止規程第19条に規定する虐待防止委員会開催に合わせ検討を行う。

(2) 委員会の構成

委員長 施設長

委員 施設支援係長

委員 事務主任

委員 相談支援事業管理者

※必要に応じて委員長は関係職員の出席を求め検討を行うものとする

(3) 委員会の検討内容

(ア) 身体拘束等の兆候がある場合、慎重に調査し、検討及び対策を講じる。

(イ) 教育研修の企画・実施

(ウ) 日常的ケアを見直し、ご利用者に対して人として尊厳のあるケアが行われているか確認を行う。

(エ) 身体拘束の開始を検討する場合は、3要件の該当状況、代替案について検討する。

(オ) 身体拘束が必要と判断した場合は、医師、家族等との意見調整の進め方を検討する。

(カ) 意識啓発や予防策等必要な事項の確認、見直しを行う。

(4) 記録及び周知

委員会での検討内容を記録し、結果について生活支援職員その他従業者に周知徹底します。

3 身体拘束適正化のための研修

身体拘束適正化のための職員研修を生活支援職員その他の従業者について行います。研修は、社会福祉法人鶴翔会虐待防止規程第22条に規定する職員研修に合わせ実施する。なお、研修実施にあたっては、実施日、実施場所、研修名、内容を記録するものとする。

4 三要件の確認

① 切迫性

利用者本人及び他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

5 要件合致確認

ご利用者の態様を踏まえ身体拘束適正化検討委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で適時検討し解除へ向けて取り組みます。

6 拘束説明

緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

※[緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書]

- ・拘束が必要となる理由（個別の状況）
- ・拘束の方法（場所、行為、部位、内容）
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定

7 身体拘束等に関する記録

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況やご利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、適正化検討委員会で拘束解除に向けた確認（三要件の具体的な再検討）を行います。

※[緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録]

8 ご利用者等による本指針の閲覧

本指針は本施設で使用するマニュアルとともに、すべての職員が閲覧可能とするほか、ご利用者やご家族も閲覧できるよう施設内の掲示や当法人のホームページでの公開を行います。

附 則

この指針は令和4年4月1日から施行する。